

### 1.1 策定の趣旨

前回水道ビジョン策定から10年が経過し、水道事業は新規拡張から維持管理へと事業内容が変化しており、施設や管路の耐震化、老朽化に伴う大量更新等、水道事業を取り巻く環境が大きく変化している。

そうした中、全市民が水道の恩恵を持続的に享受できるように、長期的に将来を見据えて水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策を盛り込んだ「第2次守山市水道ビジョン」として見直しを行います。

また、平成30年度には、国において、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業が直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、改正水道法が施行されました。

こうした背景を踏まえて、水道の理想像の達成に向け、地域の特徴を活かした施策と対応方針を示すため「第2次守山市水道ビジョン」（以下、「水道ビジョン」）を策定します。

### 1.2 位置づけ

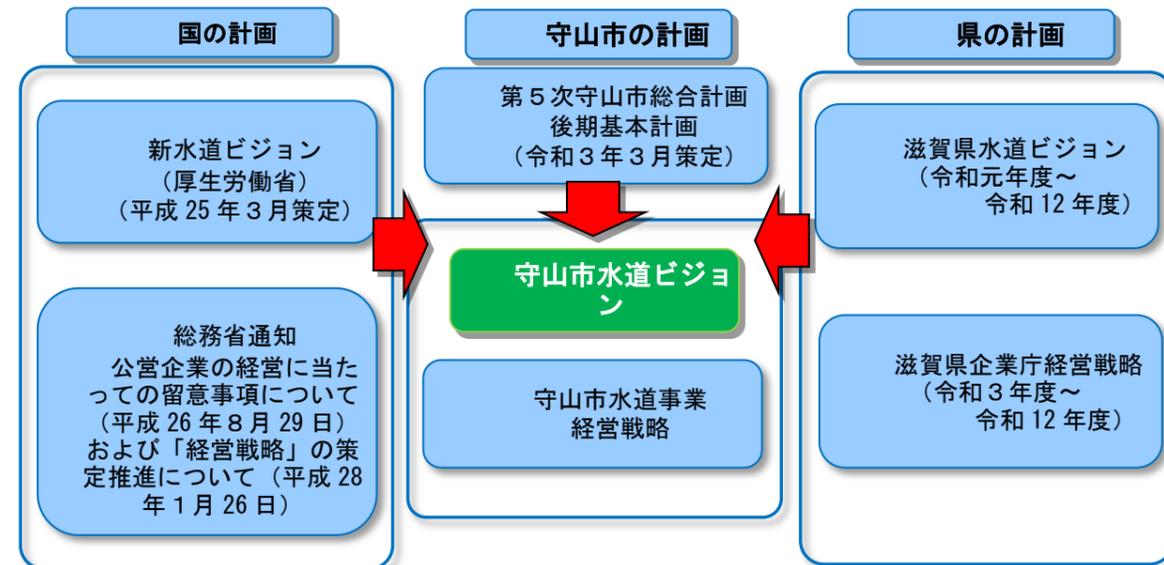


図 1.2-1 水道ビジョンの位置づけ

### 1.3 計画期間

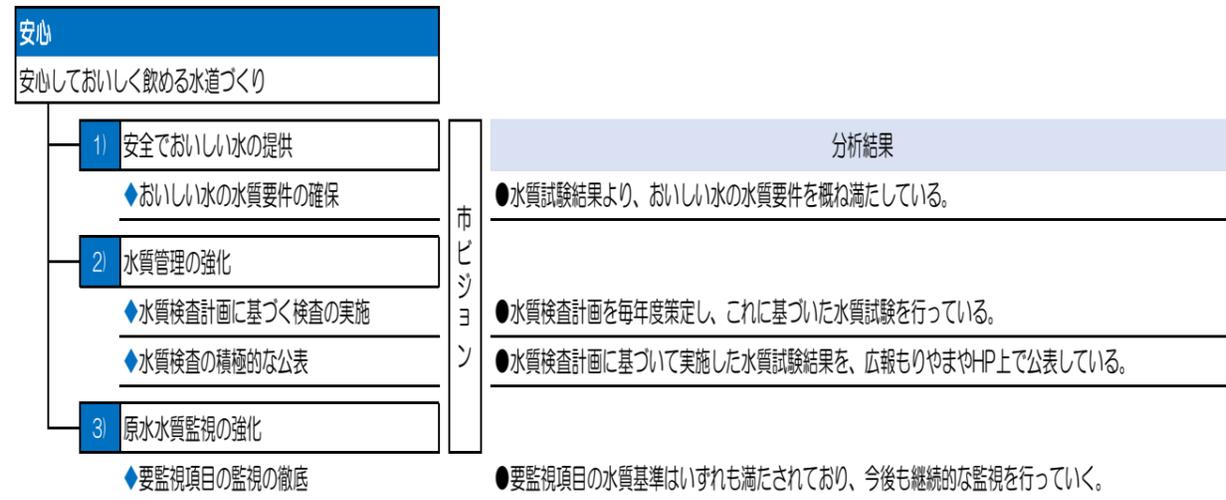
計画期間：令和4年度から令和13年度まで（10年間）



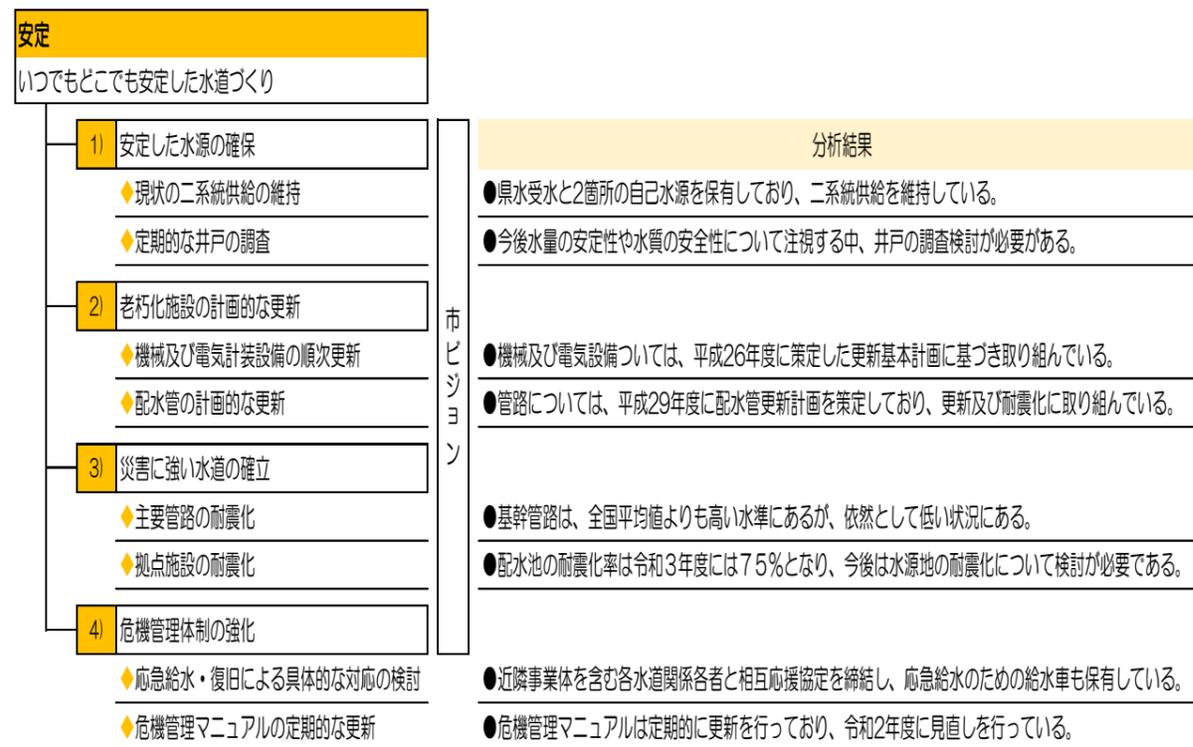
## 第2章 現状分析・評価と課題の整理

### 2.1 前回ビジョンの評価

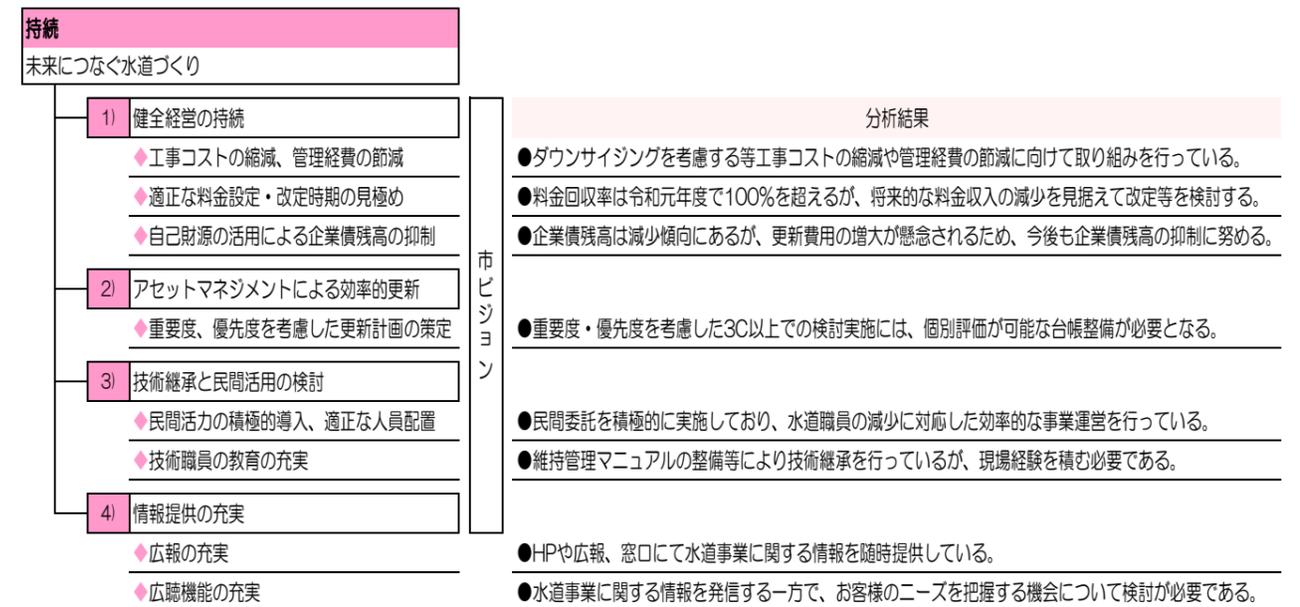
#### 2.1.1 「安心」(安心しておいしく飲める水道づくり)



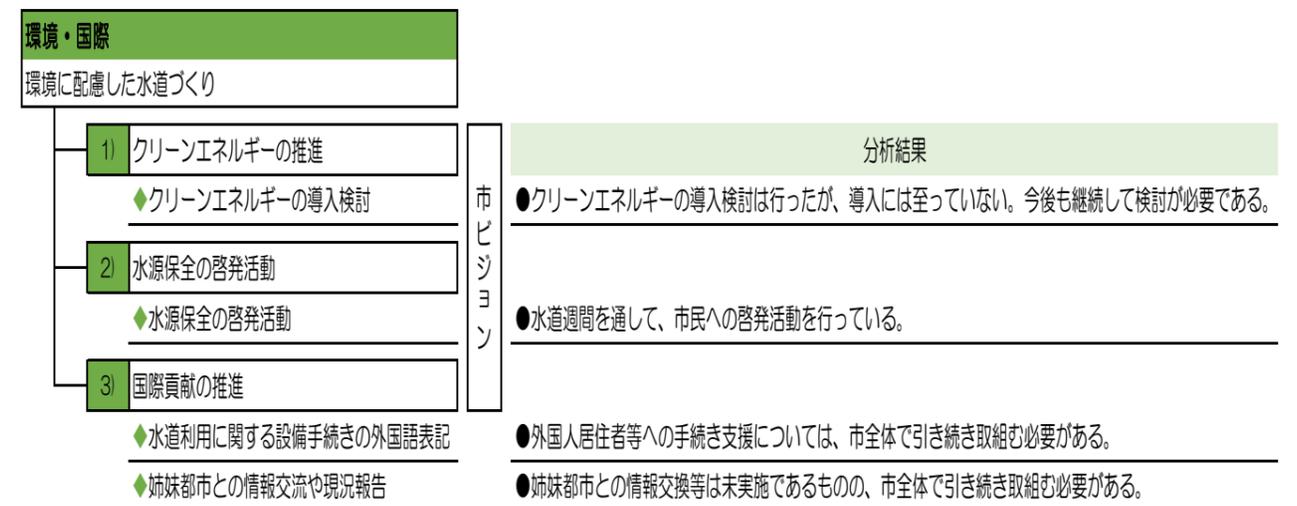
#### 2.1.2 「安定」(いつでもどこでも安定した水道づくり)



#### 2.1.3 「持続」(未来につなぐ水道づくり)



#### 2.1.4 「環境・国際」(環境に配慮した水道づくり)



## 2.1.5 SWOT 分析

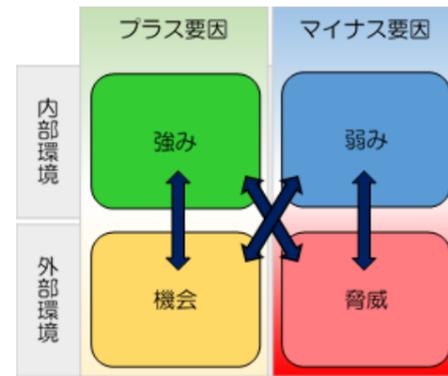
水道事業を対象に、「内部環境」、「外部環境」をそれぞれ2つのカテゴリーに分類して分析を行う。

**強み (Strength) :** 目標達成に貢献する内部の特質

**弱み (Weakness) :** 目標達成の障害となる内部の特質

**機会 (Opportunity) :** 目標達成にプラスとなる外部の特質

**脅威 (Threat) :** 目標達成の障害となる外部の特質



	強み (S : strength)	弱み (W : weakness)
内部環境	<p>■自然・社会条件に関すること</p> <p>S-1 水需要量が増加傾向にある。 S-2 水道普及率は99.9%である。</p> <p>■経営体制に関すること</p> <p>S-3 積極的に民間活用を行っている。 S-4 災害時の相互応援協定を締結している。</p> <p>■施設等の状況に関すること</p> <p>S-5 機械・電気設備、管路の更新計画を策定している。 S-6 危機管理マニュアルが策定され、危機管理体制が確立されている。</p> <p>■経営指標に関すること</p> <p>S-7 経常収支比率は100%を超えている。 S-8 有収水量は増加傾向である。</p>	<p>■自然・社会条件に関すること</p> <p>W-1 水質悪化による取水停止</p> <p>■経営体制に関すること</p> <p>W-2 職員一人当たりの負担が大きい。 W-3 水道業務の経験年数が減少傾向にある。</p> <p>■施設等の状況に関すること</p> <p>W-4 管路更新率が低い。 W-5 水道施設(管路含む)の耐震化率は低い。 W-6 アセットマネジメントは現状タイプ2Cでの検討手法から3Cでの検討手法で実施する。</p> <p>■経営指標に関すること</p> <p>W-7 営業収支比率は100%を下回っている。 W-8 料金回収率が100%を下回っている。</p>
外部環境	<p>■自然・社会条件に関すること</p> <p>O-1 水道法改正による基盤強化 O-2 循環型社会への転換</p> <p>■経営体制に関すること</p> <p>O-3 官民連携の推進 O-4 ベテラン職員による技術継承</p> <p>■施設等の状況に関すること</p> <p>O-5 ICT/IoT 技術の活用 O-6 広域連携の推進</p> <p>■経営指標に関すること</p> <p>O-7 生活基盤施設耐震化等交付金等の補助金活用</p>	<p>■自然・社会条件に関すること</p> <p>T-1 人口減少型社会の到来 T-2 自然災害の激甚化</p> <p>■経営体制に関すること</p> <p>T-3 水道職員の削減による体制の弱体化 T-4 水道職員の経験年数不足</p> <p>■施設等の状況に関すること</p> <p>T-5 水道資産の更新時期の到来 T-6 未稼働施設の増加</p> <p>■経営指標に関すること</p> <p>T-7 人口減少・節水機器の普及による料金収入の減少 T-8 水道料金一部減免による料金収入の減少(新型コロナウイルス感染症)</p>

### I 強み (S) × 機会 (O) : 積極的戦略

(強みを生かし、成長機会による効果的・効率的な運営のための戦略)

### II 強み (S) × 脅威 (T) : 差別的戦略

(強みを生かし、運営の脅威を切り抜けるための戦略)

### III 弱み (W) × 機会 (O) : 段階的戦略

(機会による効果的・効率的な運営のために、弱みを補強するための戦略)

### IV 弱み (W) × 脅威 (T) : 自主的戦略

(弱みを踏まえて、運営を脅威から受ける影響を最小限に留めるための戦略)

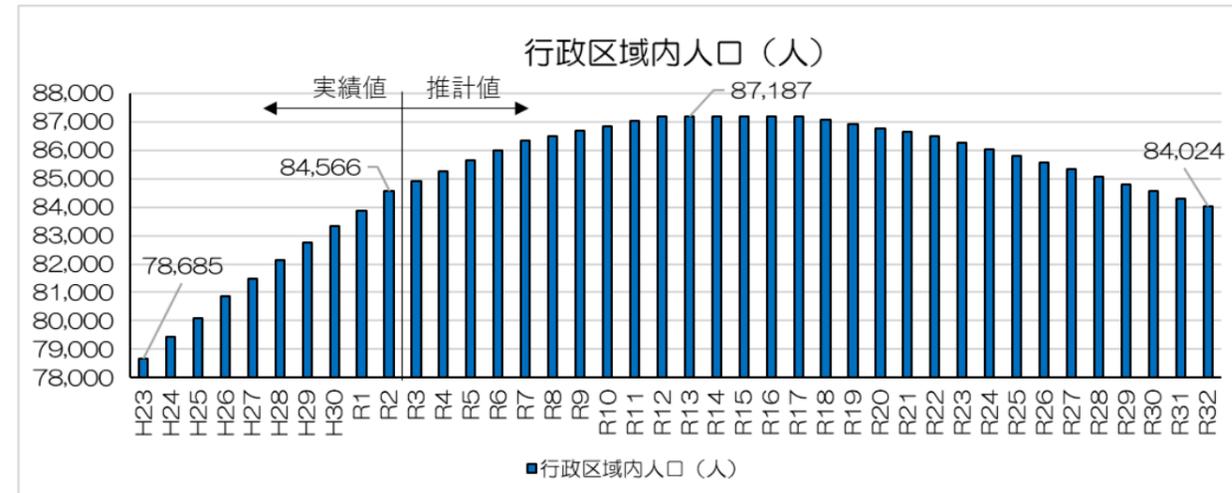
クロス分析		
	強み (S)	弱み (W)
機会 (O)	<p>I 積極的戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間活用による効果的な施設の維持・運転管理を行う。 (S-3×O-3)</li> <li>適切な資産管理による水道施設・設備の計画的な更新を行う。 (S-5×O-1)</li> </ul>	<p>II 段階的戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の重要度、優先度を考慮したアセットマネジメントを実施する。 (W-6×O-1)</li> <li>水道施設(施設・管路)の計画的な更新、耐震化を行う。 (W-5×O-1)</li> </ul>
脅威 (T)	<p>III 差別的戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水需要の減少に備え、安心して飲める水を、安定的に供給するため、健全な経営を持続する。 (S-3×T-1, 7)</li> <li>広域的な自然災害に備えた近隣事業者等との応援協定を活用する。 (S-4×T-2)</li> </ul>	<p>IV 自主的戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少社会の到来に伴う料金収入の減少に備えた、経営戦略の策定を行う。 (W-7, 8×T-1)</li> <li>水道業務の専門性の高い知識や経験等、積極的な技術継承を行う。 (W-3×T-4)</li> </ul>

### 第3章 将来の事業環境の予測

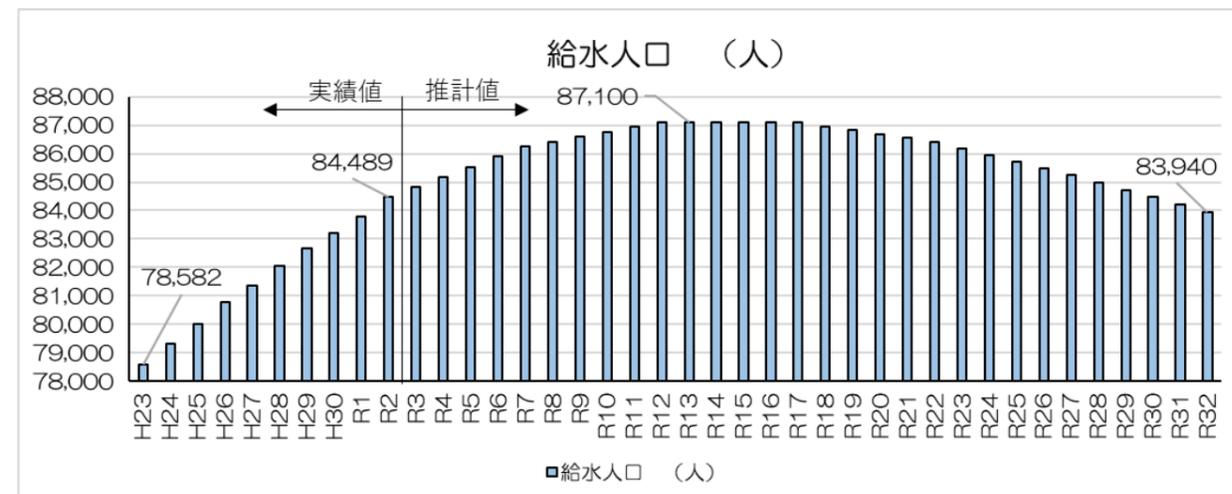
#### 3.1 給水人口・給水量の見通し

##### 3.1.1 給水人口の見通し

今後の人口の見通しは今後10年間は増加傾向を示しており、令和12年度から令和17年度までは横這いを示し、令和18年度から減少傾向に転じます。



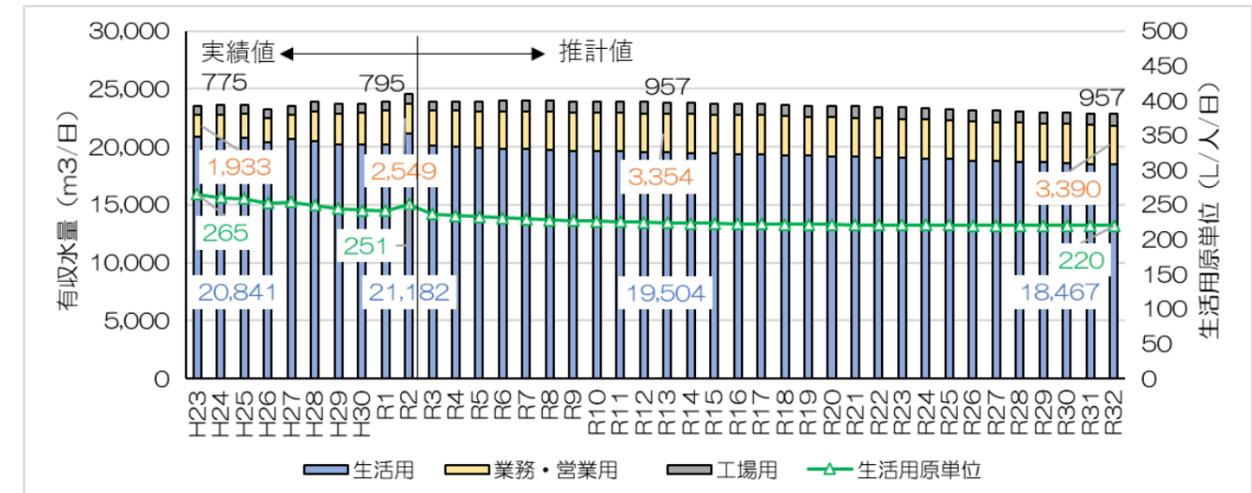
実績最新年度 (令和2年度)	計画目標年度 (令和13年度)	推計最終年度 (令和32年度)
84,566人	87,187人	84,024人



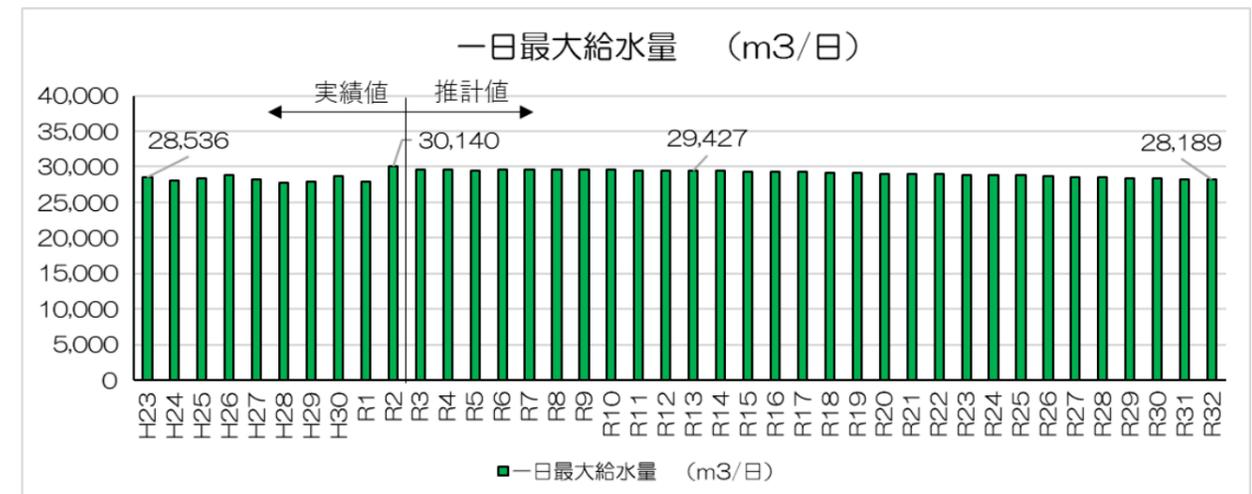
実績最新年度 (令和2年度)	計画目標年度 (令和13年度)	推計最終年度 (令和32年度)
84,489人	87,100人	83,940人

##### 3.1.2 給水量の見通し

今後の給水量の見通しは、実績10年間の傾向は横這傾向ですが、将来は、人口減少や節水意識の高まりによって減少傾向が見込まれます。



用途別水量	実績最新年度 (令和2年度)	計画目標年度 (令和13年度)	推計最終年度 (令和32年度)
生活用水量	21,182m³/日	19,504m³/日	18,467m³/日
業務・営業用水量	2,549m³/日	3,354m³/日	3,390m³/日
工場用水量	795m³/日	957m³/日	957m³/日
有収水量	24,526m³/日	23,815m³/日	22,814m³/日



実績最新年度 (令和2年度)	計画目標年度 (令和13年度)	推計最終年度 (令和32年度)
30,140m³/日	29,427m³/日	28,189m³/日

### 3.2 更新需要の見通し

現有資産に対して法定耐用年数で更新を行った場合と更新基準年数で更新を行った場合、更新基準年数の1.2倍で更新を行った場合の更新需要を比較します。

法定耐用年数で更新した場合の40年間の更新需要の総額は、459.7億円で年間11.5億円、更新基準年数で更新した場合は、総額231.8億円で年間5.8億円、

更新基準年数の1.2倍で更新した場合は、総額159.4億円で年間4.0億円、

法定耐用年数と比較して、更新基準年数では約49.6%、更新基準年数の1.2倍では約65.3%更新需要が軽減されます。

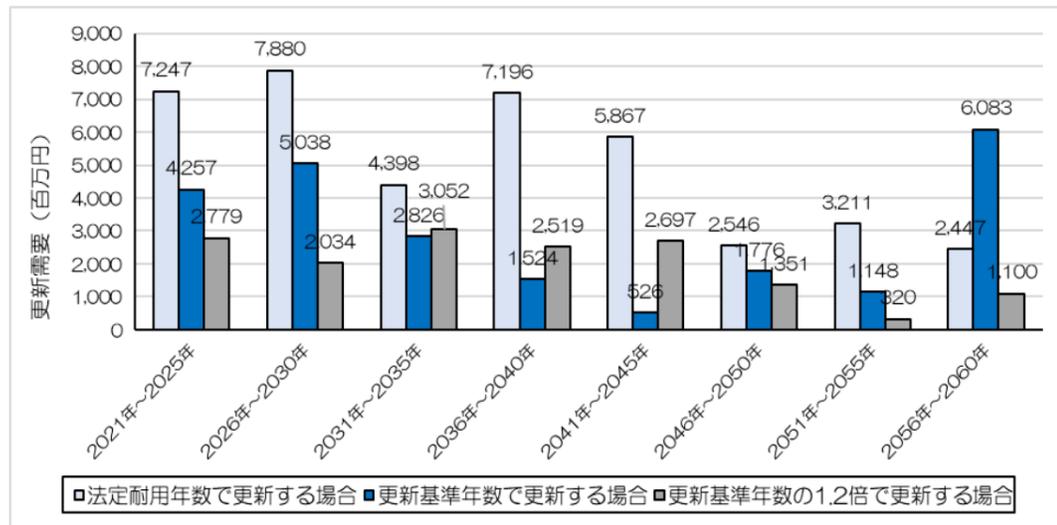


図 3.2.1

単位：百万円

区 分	2021年～	2026年～	2031年～	2036年～	2041年～	2046年～	2051年～	2056年～	計	
	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2021年～	2060年
法定耐用年数で更新する場合	7,247	7,880	4,398	7,196	5,867	2,546	3,211	2,447	45,972	
更新基準年数で更新する場合	4,257	5,038	2,826	1,524	526	1,776	1,148	6,083	23,177	
更新基準年数1.2倍で更新する場合	2,779	2,034	3,052	2,519	2,697	1,351	320	1,100	15,942	

表 3.2.1

### 3.3 財政収支の検討



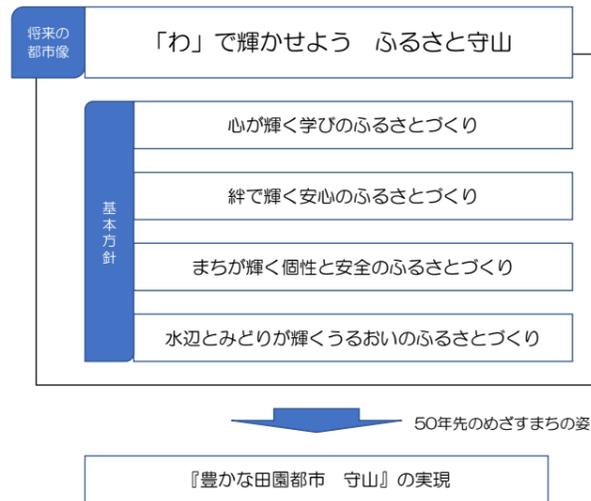
図表挿入

## 第4章 地域の水道の理想像

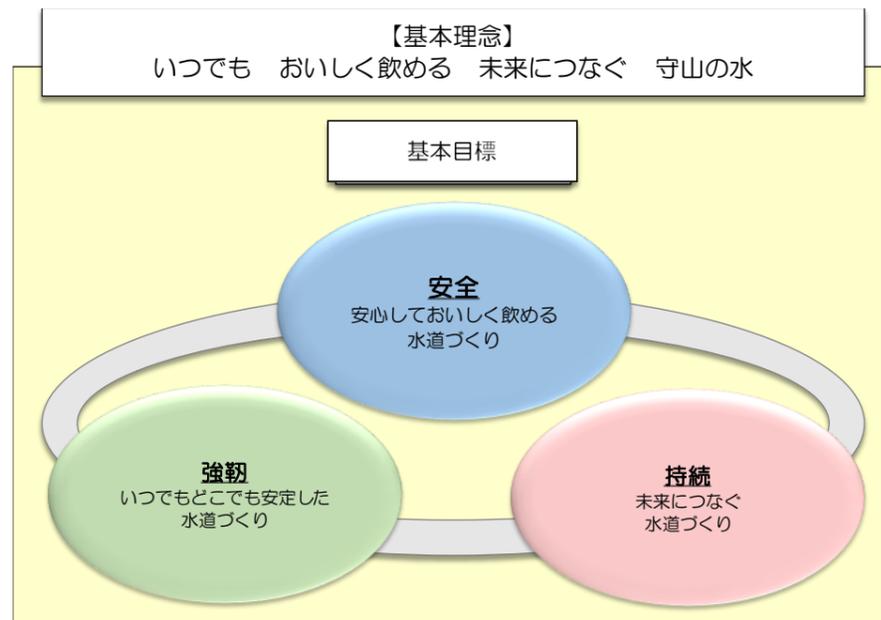
### 4.1 理想像

第5次守山市総合計画後期基本計画が掲げる将来の都市像、『「わ」で輝かせよう ふるさと守山』の実現に向け、水道事業を取り巻く環境や状況等を踏まえ、市民の暮らしを支えるうえで必要不可欠な水を、安全でおいしく、安定的に、継続して供給できるよう、関係者が共有すべき理念を掲げました。

#### 【第5次守山市総合計画】



#### 【第2次守山市水道ビジョン】



## 第5章 実現方策の検討

本市が掲げる理想像である「安全」、「強靱」、「持続」を3つの基本目標とし、14の主要施策を定める中、その実現に向けて、具体的に取り組むべき施策を示します。

		具体的施策（案）
安全 飲める水道づくり	◆主要施策【安全】	
	1.安全かつ安心な水の提供 安心・安全な水の供給	① おいしい水の提供 ② 水安全計画の定期的な検証と見直しの実施
	2.水質管理の強化 水質検査計画・法定検査に基づく検査の確実な実施	① 水質検査計画、水質試験結果の公表実施 ② 専用水道への定期的な検査及び指導の継続的な実施
	3.原水水質監視強化と事故対応 要監視項目監視の徹底と水質事故発生時の措置対応	① 要監視7項目の監視の徹底 ② 水源水質保全に対する積極的な情報発信、意識啓発の実施
強靱 安定した水道づくり	◆主要施策【強靱】	
	1.安定した水源の確保 自己水源と県水の供給維持及び定期的な井戸の調査	① 安定した水道水源の確保のため、県水と自己水源の効率的な運用の実施 ② 井戸の適正な維持管理の実施および井戸調査の実施
	2.アセットマネジメントの活用 老朽化対策を含む合理的かつ効果的な施設更新の実施	① 個別施設・設備単位で整理された水道施設台帳の整備 ② 重要度・優先度を考慮したアセットマネジメントの実施 ③ 日常的な点検データ等の蓄積による更新基準の調査・研究
	3.災害に強い水道の確立 基幹管路及び重要給水拠点管路の耐震化	① 基幹管路の耐震化率の向上 ② 重要給水施設管路の耐震化率の向上 ③ 拠点施設の耐震化率の向上
持続 水道づくり	◆主要施策【持続】	
	1.経営基盤の強化 適正な料金設定・改定時期、自己財源の活用と企業債残高の抑制	① 水道料金の妥当性について検討
	2.経営戦略の策定 水需要減少を見据えた計画策定	① 経営戦略の策定及び進捗管理、定期的な見直しの実施
	3.水道業務の効率化 IoT技術の活用、確実な技術継承及び効果的な民間活用の取組み	① 確実な技術継承及び適正な要員の配置 ② 効率的な民間委託の実施 ③ IoT技術の活用
未来につなぐ	4.広域連携の活用 広域連携の推進	① 水道基盤強化に向けた広域連携の検討
	5.情報提供及び広報の充実 情報提供、効果的な広報の検討	① 水道利用者との双方向コミュニケーションの実現
	6.グリーンエネルギーの推進 グリーンエネルギーの導入検討	① SDGsの達成に向けたグリーンエネルギーの導入検討

### 5.1 【安全】 ～安心しておいしく飲める水道づくり～

#### 1 安全かつ安心な水の提供

- ◆おいしい水の水質要件の確保
- ◆水安全計画の定期的な検証と見直しの実施

#### 2 水質管理の強化

- ◆水質検査計画、水質試験結果の公表実施
- ◆専用水道への定期的な検査及び指導の継続的な実施

#### 3 原水水質監視強化と事故対応

- ◆要監視7項目の監視の徹底
- ◆水源水質保全に対する積極的な情報発信、意識啓発の実施

#### 4 指定給水装置工事事業者指導

- ◆指定給水装置事業者の資質向上に向けた助言・指導

#### 5.1.1 安全かつ安心な水の提供

（概要）

安全かつ安心で、おいしい水の提供するため、「おいしい水の水質要件」の確保、および「水安全計画の定期的な検証と見直しの実施」を行います。

##### ① おいしい水の水質要件の確保

（取組内容）

厚生労働省の「おいしい水研究会」が示している「おいしい水の水質要件」を本市の水質状況に照らし合わせ、安全でおいしい水を提供します。

##### ② 水安全計画の定期的な検証と見直しの実施

（取組内容）

平成30年度に策定した「水安全計画」をもとに水道システムに存在する危害の継続的な監視を行い、安全な水道水の供給を確実に実施します。

水安全計画は、水質検査計画の策定期間である毎年度末に見直しを実施し、必要に応じて改定します。また、水道施設の更新等を行った場合は、随時の見直しを行います。

### 5.1.2 水質管理の強化

(概要)

水質管理の強化のため、「水質検査計画、水質試験結果の公表実施」を継続的に行い、広報もりやま、ホームページで公開しています。

また、専用水道の設置者が定期検査や管理が確実に行われていることを「専用水道への定期的な検査及び継続的な実施」により把握します。

#### ① 水質検査計画、水質試験結果の公表実施

(取組内容)

水質管理を強化し、また水質検査の適正化を図り透明性を確保することを目的として、検査項目、検査回数、検査地点を定めた水質検査計画を毎年度策定し、ホームページで公表しています。

また、計画に基づき水質検査を行い、広報もりやまやホームページで水質検査結果を公表し、必要に応じて水の安全性を確保するための施設整備を行います。

#### ② 専用水道への定期的な検査及び指導の継続的な実施

(取組内容)

水道法に基づいて、専用水道の設置者に対し、立入調査等を実施し、設置者による適正な維持管理により、安全な水道水を確保するため、年1回の立入調査及び指導を実施します。

### 5.1.3 原水水質監視強化と事故対応

(概要)

原水水質の「要監視7項目の監視の徹底」により原水水質を強化し、水質事故発生時の措置対応を構築します。

また、「水源水質保全に対する積極的な情報発信、意識啓発の実施」により水道施設の理解と水道水の大切さ等、日常生活における節水の取り組みの大切さを啓発します。

#### ① 要監視7項目の監視の徹底

(取組内容)

水源の性状や過去の水質データから水質管理上留意している7つの要監視項目について継続的に監視を徹底し、特に四塩化炭素においては除去装置による処理を行っていることから、原水および浄水水質の監視をします。

また、水質が悪化した場合「水道重大事故手引書」に基づき、措置対応を講じます。

#### ② 水源水質保全に対する積極的な情報発信、意識啓発の実施

(取組内容)

水道週間を通して、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得ることを目的として、市民への啓発活動を行います。

### 5.1.4 指定給水装置工事事業者指導

(概要)

給水装置による水質事故を未然に防止するため、「指定給水装置工事事業者の資質向上に向けた助言・指導」を実施します。

#### ① 指定給水装置事業者の資質向上に向けた助言・指導

(取組内容)

改正水道法により指定給水装置工事事業者の5年ごとの更新制導入によって、事業者の講習会の受講状況や業務実態等を把握し、事業者の資質の向上に努めます。

## 5.2 【強靱】 ～いつでもどこでも安定した水道づくり～

### 1 安定した水源の確保

- ◆安定した水道水源の確保のため、県水と自己水源の効率的な運用の実施
- ◆井戸の適正な維持管理の実施および井戸調査の実施

### 2 アセットマネジメントの活用

- ◆個別施設・設備単位で整理された水道施設台帳の整備
- ◆重要度・優先度を考慮したアセットマネジメントの実施
- ◆日常的な点検データ等の蓄積による更新基準の調査・研究

### 3 災害に強い水道の確立

- ◆配水管および基幹管路の耐震化率の向上
- ◆重要給水拠点管路の耐震化率の向上
- ◆拠点施設の耐震化率の向上

### 4 災害対策の充実

- ◆現行の危機管理マニュアルをベースとした水道事業継続計画の策定
- ◆滋賀県企業庁及び県内他市との広域連携による危機管理体制の構築
- ◆災害応急給水訓練の実施

#### 5.2.1 安定した水源の確保

(概要)

「安定した水道水源の確保のため、県水と自己水源の効率的な運用の実施」により安定的な供給を維持し、「井戸の適正な維持管理の実施および井戸調査の実施」により自己水源を継続的に確保します。

##### ① 安定した水道水源の確保のため、県水と自己水の効率的な運用の実施

(取組内容)

水源の二系統化は災害時におけるバックアップ機能としても有効であり、今後も県水と自己水源による運用を継続します。

また、安全で安心な水道を安定的に、かつ安価に供給するために、受水単価や給水原価の変動を踏まえて、適切な施設整備について検討を行い、受水割合についても検討を行います。

##### ② 井戸の適正な維持管理の実施および井戸調査の実施

(取組内容)

自己水源である井戸について、揚水量や水位等を継続監視し、流量計や水位計等の計測機器についても定期的に保守点検を行い、井戸機能の監視を行います。

また、安全で安心な水道を安定的に、かつ安価に供給するために、既設の自己水源の井戸機能低下に備え、新規水源の調査検討を行います。

#### 5.2.2 アセットマネジメントの活用

(概要)

より詳細なアセットマネジメントを実施するにあたり「個別施設・設備単位で整理された水道施設台帳の整備」を行い、「重要度・優先度を考慮したアセットマネジメントの実施」を目指します。

さらに、「日常的な点検データ等の蓄積による更新基準年数の研究」により、維持管理状況や管路の布設環境等の実情を踏まえた設定を行い、管理水準の向上を図ります。

##### ① 個別施設・設備単位で整理された水道施設台帳の整備

(取組内容)

適切な資産管理及び3C以上の検討手法によるアセットマネジメントを実施するため、更新工事との整合が図られた個別施設・設備単位での水道施設台帳を整備します。

##### ② 重要度・優先度を考慮したアセットマネジメントの実施

(取組内容)

アセットマネジメントは、データ整備状況を踏まえて実施可能な検討手法で行っていますが、資産管理全体の水準は段階的に向上させていく必要があります。

そこで、日常点検等から現有資産の健全度を評価し、重要度や優先度を考慮したアセットマネジメントを実施します。

##### ③ 日常的な点検データ等の蓄積による更新基準の調査・研究

(取組内容)

水道施設の更新実績を踏まえて設定された更新基準によってアセットマネジメント実施することで、実態に即した更新需要見通しの把握が可能となります。

そこで、日常の運転管理や点検、補修等のデータを蓄積し、水道施設の重要度や維持管理状況、管路の布設環境等、実情に即した更新基準を設定するため調査・研究を行います。

### 5.2.3 災害に強い水道の確立

(概要)

「配水管および基幹管路の耐震化率の向上」、「重要給水拠点管路の耐震化率の向上」及び「拠点施設の耐震化率の向上」を図り、災害に強い水道の確立を目指します。

#### ① 配水管および基幹管路の耐震化率の向上

(取組内容)

配水管は、導水管、送水管、配水本管として位置づけられる基幹管路の耐震化を優先し、配水管更新計画に基づき計画的に取り組めます。

#### ② 重要給水施設管路の耐震化率の向上

(取組内容)

本市の管路施設のうち、すべての配水支管を耐震化することは膨大な事業費が必要となります。まずは、全体の配水支管のうち重要給水施設につながる管路を、優先的に耐震化を図ります。

#### ③ 拠点施設の耐震化率の向上

(取組内容)

本市の水道施設において、重要な施設である配水場・水源地においては、耐震診断を実施し計画的に耐震化を図ります。

なお、令和3年度に洲本配水場の耐震化工事が完了することから、立入水源地の耐震化事業について検討を行います。

### 5.2.4 災害対応の充実

(概要)

「現行の危機管理マニュアルをベースとした水道事業継続計画の策定」を実施し、広域的な自然災害の発生に備えて、「滋賀県企業庁及び県内他市との広域連携による危機管理体制の構築」を行います。さらに、職員や組織全体としての対応能力向上のため「災害応急給水訓練を実施」します。

#### ① 現行の危機管理マニュアルをベースとした水道事業継続計画の策定

(取組内容)

水道事業継続計画は、自然災害等による事業を中断せざるを得ない突発的な危機に直面した

場合においても事業を継続し、可能な限り短い期間で復旧させるための方針や体制、手順等を示した計画です。

現在、運用している危機管理マニュアルに基づいて水道事業継続計画を策定し、不測の事態に陥った場合の優先業務や対応について整理します。

#### ② 滋賀県企業庁及び県内他市との広域連携による危機管理体制の構築

(取組内容)

近年の災害の激甚化に伴い、広域的な被害が発生する中で、近隣事業所や水道関係者との連携が重要となります。そこで、災害発生時の応急給水や応急復旧等、相互応援協定を活用した危機管理体制を構築します。

#### ③ 災害応急給水訓練の実施

(取組内容)

被害想定に基づいて、相互応援協定を結ぶ組織との円滑な連携や職員の対応力の向上を図るため、災害応急給水訓練等を実施します。

## 5.3 【持続】 ～未来につなぐ水道づくり～

### 1 経営基盤の強化

- ◆水道料金の妥当性について検討

### 2 経営戦略の策定

- ◆経営戦略の策定及び進捗管理、定期的な見直しの実施

### 3 水道業務の効率化

- ◆確実な技術継承及び適正な要員の配置
- ◆効率的な民間委託の実施
- ◆IoT 技術の活用

### 4 広域連携の活用

- ◆水道基盤強化に向けた広域連携手法の検討

### 5 情報提供及び広報の充実

- ◆水道利用者との双方向コミュニケーションの実現

### 6 クリーンエネルギーの推進

- ◆SDGs の達成に向けたクリーンエネルギーの導入検討

#### 5.3.1 経営基盤の強化

(概要)

財政状況から、持続的に経営を行う上での適正規模を計り、必要に応じて「水道料金の妥当性について検討」を実施します。

##### ① 水道料金の妥当性について検討

(取組内容)

今後見込まれる更新需要の増大に伴って、急激な水道料金の引き上げを招く恐れがあります。ゆえに、適正な資産維持費を見込み、水道料金の妥当性について検討を行う。

#### 5.3.2 経営戦略の策定

(概要)

「経営戦略の策定及び進捗管理、定期的な見直しの実施」により、中長期的な財政マネジメントの向上に取り組みます。

##### ① 経営戦略の策定及び進捗管理、定期的な見直しの実施

(取組内容)

今後少子高齢化が進み、減少する水需要を見据えた計画策定し、安定的な事業運営を継続していくため、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定します。

策定後は、毎年度の企業債及び企業債残高の適正規模を計測する「企業債残高対給水収益比率」、適正な手持ち資金の確保に向けた「資金残高対給水収益比率」を経営管理指標として、毎年度進捗管理（モニタリング）を行い、5年ごとに見直し（ローリング）を行い、PDCA サイクルを有効的に実行します。

#### 5.3.3 水道業務の効率化

(概要)

水道職員が減少する中、安定的な水道サービスを提供するため、「確実な技術継承及び適正な要員の配置」を行い、「効率的な民間委託の実施」により、専門知識や経験の蓄積を図ります。さらに、「IoT 技術の活用」を見据えた調査研究を行います。

##### ① 確実な技術継承及び適正な要員の配置

(取組内容)

ベテラン職員がこれまで培ってきた技術や経験を確実に次世代に継承するために、OJT（職場内訓練）等を実践していきます。

また、増大する更新需要に対応するための技術系職員、事業経営の安定的に運営を継続するための企業会計主務者の確保が必要であり、適正な職員配置を確立します。

##### ② 効率的な民間委託の実施

(取組内容)

熟練技術職員が退職し、また定期的な人事異動に伴う専門技術職員の経験不足を補うため、維持管理等のマニュアルの活用や講習会の参加及び OJT を活用し、組織に残す技術と外部委託する技術を整理し、効率的な民間委託の実施を継続します。

##### ③ IoT 技術の活用

(取組内容)

多方面の分野での活躍が期待されている IoT（モノのインターネット）技術などの先進技術について、水道事業における活用の可否やその効果を、国や他市町の動向を踏まえ、調査研究していきます。

### 5.3.4 広域連携の活用

(概要)

水道事業が抱える人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の課題に対応し、基盤強化を図るため、「水道基盤強化に向けた広域連携の検討」を行います。

#### ① 水道基盤強化に向けた広域連携手法の検討

水道法の改正に伴い、国は、各都道府県に対し、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的な取組の内容等について、「水道広域化推進プラン」を令和4年度までに策定するよう要請しています。

そのような中、滋賀県では水道事業の広域連携の推進にあたって、平成28年度に「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」が設置され、企業会計システムの共同化、経理事務の研修会の具体化や共同発注勉強会の発足、積算に係る材料単価調査の共同発注など連携手法について議論されています。

本市は、協議会に参加する中、広域化について有意性等を考慮して導入の検討を行います。

### 5.3.5 情報提供及び広報の充実

(概要)

利用者のニーズを把握し、的確な水道サービスの提供のため「水道利用者との双方向コミュニケーションの実現」を図ります。

#### ① 水道利用者との双方向コミュニケーションの実現

(取組内容)

利用者の理解を得られる事業運営を行うため、積極的にホームページや窓口、広報などで情報提供を行い、利用者からのニーズを捉え、サービスの提供に努めます。

### 5.3.6 クリーンエネルギーの推進

(概要)

水道事業において、CO<sub>2</sub>削減に向けて積極的な取り組みが求められており、「SDGsの達成に向けたクリーンエネルギーの導入検討」を行います。

#### ① SDGsの達成に向けたクリーンエネルギーの導入検討

(取組内容)

2030年までに達成するために掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）を念頭に、CO<sub>2</sub>削減に

向けたクリーンエネルギーである「再生可能エネルギーシステム」の導入検討を行います。

また、機器更新時には、省エネ型機器の積極的な導入を検討します。